

公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構

【海外展開事業化可能性調査費補助金のご案内】

～ 海外販路開拓・海外拠点設立にかかる
事業化可能性調査費の一部を補助します！ ～

海外展開によって事業拡大を目指す市内中小企業者を支援し、地域産業の振興及び雇用の拡大を図ることを目的とした事業です。

市内に本社機能を有する中小企業者が、海外ビジネス展開を図るうえで必要となる経費のうち、海外展開の可否を検討するためのF/S（フィージビリティ・スタディ）調査や、海外販路開拓又は海外拠点設立を検討するための詳細調査に要する経費の一部を補助します。

（１）補助金の金額

補助対象経費の2分の1以内

上限 50 万円

（２）補助対象者

次の①から⑦までの全てに該当する方が補助の対象となります。

- ① 市内に本社機能を有する中小企業者又は市内に本社機能を有する中小企業者 2 者以上の者で組織された共同体であること
- ② 市税を滞納していないこと
- ③ 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税特別徴収義務者の指定を受けていること
- ④ 市内に本社等の事業所を残し、海外展開を図る計画を有すること
- ⑤ 海外販路開拓又は海外拠点設立を検討するものであること
- ⑥ 当該年度に本補助金の交付決定を受けていないこと
- ⑦ 反社会的勢力に関わる企業でないこと

（３）補助対象事業

次の①②の全てに該当し、公序良俗及び法令に反しないものが補助対象事業となります。

- ① 補助対象者が検討する海外販路開拓又は海外拠点設立に向けた計画の実現可能性や採算性などを多角的に調査するもの
- ② ①に規定する調査結果を基に海外展開に関する事業計画を作成するもの

（４）補助対象経費

（３）に該当する事業に要する経費のうち、次の①から③のいずれかに該当するものが補助対象経費となります。

- ① 国内外において実施する調査委託費用（F/S調査、詳細調査の委託料）
- ② 専門家への相談費用（委託料、謝礼等）
- ③ ①②に係る通訳・翻訳費用

(5) 申請手続き等の概要

<受付>

募集期間 平成30年4月16日(月)～5月31日(木)午後5時 ※当日消印有効

受付時間 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時30分まで(祝日除く)

※補助金交付予定総額が予算枠に達しなかった場合は、第2次募集を行うことがあります。

<提出書類>

- ①交付申請書(第1号様式)
- ②定款の写し、履歴事項全部証明書、パンフレット等の会社概要が確認できるもの
- ③直近2期分の決算書
- ④市税の納税証明書
- ⑤市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- ⑥補助対象経費(翻訳費用、専門家への相談費用等)の見積書等の写し
- ⑦調査委託契約等を結ぶ場合、契約の内容、相手方、金額の分かる見積書等の写し
- ⑧暴力団排除に関する誓約書(第2号様式)

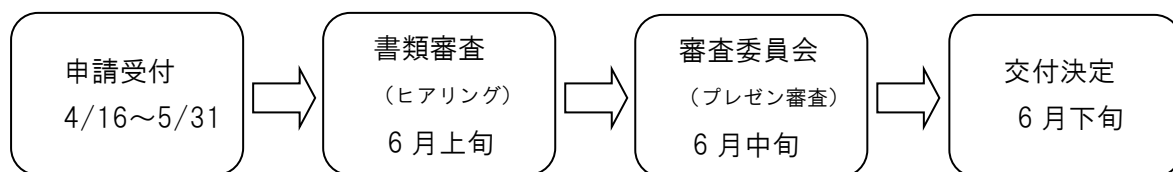
<交付の決定>

申請書類をもとに有識者等による審査委員会を開催します。その際、申請者から事業計画等に関するプレゼンテーションを行っていただき、事業内容を総合的に判断し補助事業の採択を決定します。審査結果によっては、補助金が交付されない場合や、交付金額が減額される場合があります。

【審査基準】

- ・ 資格要件の確認
- ・ 事業の有効性(企業にとってどのような利益が見込めるか等)
- ・ 事業の具体性(計画の緻密性、海外展開・進出の具体性等)

<補助金の申請から交付決定までの流れ>



<応募方法>

補助金の交付を受けようとする方は、公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構のホームページ(<https://www.hai.or.jp>)より申請書をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、持参又は郵送にてお申し込みください。

(6) 申請受付先及び問合せ先

公益財団法人 浜松地域イノベーション推進機構 清水・金子

所在地：〒432-8036 浜松市中区東伊場二丁目7番1号 浜松商工会議所会館8階

連絡先：TEL：053-489-8111 FAX：053-450-2100

E-mail：gijyutsu@hai.or.jp HP：https://www.hai.or.jp